

施設別業務仕様書

【八代市テニスコート】

令和8年10月

八代市経済文化交流部

スポーツ振興課

目 次

1. 施設の概要
2. 開館時間の及び休館日
3. 指定管理者が行う業務の内容
4. 人員配置

施設別業務仕様書
【施設名：八代市テニスコート】

八代市テニスコート（以下「テニスコート」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 施設の概要

(1) 名称

八代市テニスコート

(2) 所在地

八代市郡築四番町136-2

(3) 建物概要

①設置 平成13年7月1日

②敷地面積 32,186㎡

③構造 管理棟 鉄骨平屋建

④施設内容 ・テニスコート（15,801㎡）

砂入り人工芝16面、夜間照明12面

屋根付観覧スタンド 900人収容

・クラブハウス（775㎡）

会議室 90人収容

更衣室 シャワー室

・駐車場（大型 5台、普通車 243台）

・駐輪場（自転車300台収容）

2. 休場日及び休館日、利用時間

次に定めるとおりとするが、提案される事業計画の内容により、市長が特に認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 休場日及び休館日

12月31日から翌年1月1日まで

(2) 利用時間

午前9時から午後10時まで

3. 指定管理者が行う業務の内容

(1) テニスコートの運営に関すること

①各種スポーツ大会・教室の実施及びその広報活動等を行うこと。

- ②各種スポーツ競技者及び各種スポーツ団体との連携に努めること。
- ③テニスコートの管理運営に必要な経理業務を行うこと。
- ④管理責任者、衛生管理責任者及び防火管理者を配置すること。

(2) 施設の利用に関すること

- ①テニスコートの利用申請の受付、審査及び許可または不許可並びに、利用取消しに関する業務を行うこと。
- ②施設の利用申請受付、許可及び利用料金の徴収を行うこと。
- ③利用者に対する案内、電話等による問い合わせ対応を行うこと。
- ④年間の大会等行事予定を調整・作成すること。
- ⑤予約システムからの申請・対応を行うこと。
- ⑥障がい者や高齢者等には必要に応じて介助等を行うこと。
- ⑦その他利用に関する業務を行うこと。

(3) 施設及び設備の維持管理、修繕に関すること。

①管理業務

- I コート整備を行うこと。
- II コート面及び備品の定期的な点検を行うこと。

②清掃業務

- I 施設内及び敷地内における日常的に必要な清掃を行うこと。
- II ガラス清掃等必要な清掃を行うこと。
- III ワックスがけを年2回行うこと。

- ③消防設備、電気設備、自動ドアの保守点検を行うこと。
- ④浄化槽点検・浄化槽清掃を行うこと。
- ⑤施設内における盗難防止や、防犯につとめること。
- ⑥施設の警備・施錠及び機械警備を行うこと。
- ⑦敷地内における樹木等の植栽管理を行うこと。
- ⑧敷地内における害虫等の駆除を行うこと。
- ⑨施設等及び備品については、適切な管理を行い、破損した場合は速やかに修繕を行うこと。
- ⑩上記項目及びその他設備の維持管理について必要に応じて行うこと。

(4) その他留意事項

- ①光熱水費については、省エネルギーに努めること。
- ②ごみの減量化及びリサイクルに努め、エコマーク商品等の環境に配慮した商品の積極的な利用に努めること。
- ③敷地内及び施設内における受動喫煙の防止に努めること。

④駐車場においては、違法駐車・放置車両がないように努めること。

⑤市広報、ホームページ等により、必要な情報を発信すること。

⑥火災・災害等発生の緊急時は、人命救出に最善を尽くすこと。

4. 人員配置

人 員	備 考
2 名	交代勤務体制